

上質な「みえ旅」宿泊施設誘致促進事業アドバイザー業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

本県の目指す高付加価値旅行者層の誘致を促進するためには、そのニーズを満たす滞在価値を提供できる上質な宿の立地が重要であることから、令和5年度に『上質な「みえ旅」宿泊施設立地補助金』を創設した。また、令和6年度には、南部地域(宿泊施設の集積地である伊勢市、鳥羽市、志摩市を除く)を対象に当該補助制度を拡充すると共に、宿泊施設の開発に適した土地の情報収集と開発事業者による適地視察を含むファムトリップの実施等を行った。

令和7年度においては、本県での宿泊施設立地に興味を示す開発事業者の検討の迅速化を図るため、開発事業者が抱える個別の開発課題に対して、各分野の専門的知見を有するアドバイザーの活用・相談ができるようにするため、『上質な「みえ旅」宿泊施設誘致促進事業アドバイザー業務(以下、「本事業」という。)]を委託する。

2 企画提案コンペを行う目的

当該企画提案コンペは、本事業を委託すべき業者を選定するために実施する。

3 委託業務の内容

本事業は、①事業者が抱える個別開発課題の整理・各課題に応じた専門家の選定調査及び人選の提案、②専門家への依頼及びブリーフィング、③専門家によるアドバイスの実施にかかる調整及び実施時の対応、④事業者へのフィードバック、⑤各課題にかかる情報整理・総括を行うこととしており、業務運営を一括して外部委託する。

- (1) 委託業務名 上質な「みえ旅」宿泊施設誘致促進事業アドバイザー業務
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月23日(月)まで
- (3) 委託内容 別紙業務仕様書のとおり

4 契約上限金額

契約上限額：5, 227, 200円(消費税及び地方消費税を含む)

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 企画提案コンペ参加申込

本事業の企画提案コンペへの参加を希望する者は、担当部局あてに企画提案資料を提出すること。また、企画提案資料の提出は、1事業者につき1件までとする。

7 提出を求める書類・資料の内容

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

※企画提案コンペの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、あわせて委任状（第1－2号様式）を提出すること

(2) 企画提案書（任意様式） 9部（正本1部、写し8部）

- ・規格は日本産業規格のA4判（A3版による折り込み可）、両面印刷、長辺とじ、文字サイズ12ポイント以上、表紙を含め20ページ以内とすること。
- ・企画提案書には下記を含めて、できる限り具体的な提案内容を記載すること。

ア 業務の実施体制

- ・業務実施体制（実務責任者、担当者の部署名、役職、氏名）
- ・業務に関連するその他の組織等との連携体制

イ 業務仕様書4（1）①～②について

- ・想定される開発課題に対して、あらかじめ想定される専門家のリストについて

ウ 業務仕様書4 ※「委託費の支払い」について

- ・専門家の職種・分野ごとの、開発課題1案件あたりの業務仕様書4（1）～（4）におけるそれぞれの所要額を整理した資料について

エ 業務実施スケジュール

- ・令和7年7月初旬の契約締結を前提に、令和7年7月から令和8年3月までのスケジュールを記載すること

オ 類似業務の実績について

- ・過去5年間（令和2年4月以降）に、本委託業務に類似する業務を実施した実績があれば、まとめて簡潔に記載

カ その他、契約額の範囲内で、本事業目的の達成に必要な追加提案があれば記載のこと。

(3) 見積書（任意様式） 9部（正本1部、写し8部）

- ・消費税を外税表記とし、積算根拠が分かる内訳書を添付すること。
- ・記載様式は特に定めないが、積算の内訳については、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。
- ・特に業務仕様書4（1）～（4）の項目については提案書において提案する「所要額単価」との整合を図ること。

(4) 提案事業者の概要書 9部（正本1部、写し8部）

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織

体制（主な事業所を含む。）、沿革等を簡潔に記載すること。

(5) 共同事業体協定書兼委任状（第2号様式）

※共同体等、複数社から成る組織による参加の場合

(6) 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、又は「代表者事項証明書」の写し

8 提出方法

(1) 提出期限

7 (1)、(5)、(6) については、令和7年6月18日（水）17時（必着）まで

7 (2) ～ (4) については、令和7年6月30日（月）17時（必着）まで

※7 (1)、(5)、(6) については、令和7年6月27日（金）を目途に参加資格の有無を通知する。

(2) 提出場所

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県観光部観光振興課

(TEL 059-224-2342)

(3) 提出方法

- ・ 受取確認が可能な郵便や民間事業者の信書便等による送付、上記提出場所への持参に限る。
- ・ メール及びファクシミリでの提出はできません。
- ・ 企画提案書を郵便等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて担当部に受理の確認をすること。

9 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し

(3) 契約実績証明書（第3号様式）

10 最優秀企画提案の選定・評価方法

(1) 選定方法

書類審査及び必要に応じヒアリングを実施し、選定委員会が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得した者を選定する方法とする。

(2) 評価基準

以下の項目等により、企画提案内容を総合的に評価して選定する。

①目的適合性

- ・ 事業の目的や業務仕様書に合致した提案となっているか。
- ・ 仕様書で提示した内容を理解し、事業の成果を見込むことができる内容と

なっているか。

②的確性

- ・ 業務仕様書 4 (1) ①～②「想定される開発課題に対して、あらかじめ想定される専門家のリスト」について、開発事業者が抱える個別課題の例及び想定されるアドバイザーのリストが、的確なものとなっているか。
- ・ 業務仕様書 4 ※について、専門家の職種・分野ごとの、開発課題 1 案件あたりの業務仕様書 4 (1) ～ (4) におけるそれぞれの所要額を整理した資料が、的確なものとなっているか。

③事業実施体制

- ・ 組織体制、人員・人材など、事業の遂行に十分な体制・能力があるか。
- ・ 実施スケジュールは計画的で適切なものとなっているか。
- ・ 類似業務の実績があるなど、業務の着実な履行が期待できるか。

④経済合理性

- ・ 見積書の内訳は詳細に書かれており、積算根拠は十分に示されているか。
- ・ 費用対効果の観点から見積は合理的であるか。

(3) 書面審査の実施

提出された企画提案書の書面審査を行う。書面審査の結果については、令和 7 年 7 月 3 日 (木) までに電子メールにて通知する。なお、申込数が 5 件に満たない場合は、書面審査を省略するものとする。

(4) プレゼンテーション (ヒアリング) の実施

- ①開催日時 令和 7 年 7 月 9 日 (水) 10 時 00 分 ～ (予定)
- ②場所 三重県庁厚生棟 S103 会議室 (予定)
- ③形式 対面又はオンラインにて実施予定 (各提案者の希望による)
- ④その他 プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書、経費内訳書のみによるものとし、パワーポイント等の使用は不可とする。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、令和 7 年 7 月 11 日 (金) を目途に参加者に通知するとともに三重県のホームページにて公表する。

1 1 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和 7 年 6 月 13 日 (金) 17 時まで

(2) 質問の提出方法

- ・ 当企画提案コンペに関する質問は、文書 (様式自由、ただし規格は A 4 版) にて行うものとし、下記の連絡先まで、持参、電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- ・ 電子メールの場合は、送信後、電話にて着信を確認すること。
- ・ 質問文書には、組織名その他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話および電子メールアドレスを明記すること。

【連絡先】

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県観光部観光振興課

電話：059-224-2342

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等に関する事項に限る。

なお、次の質問は受け付けていない。

- ・企画内容に関する照会
- ・他の応募者の提案書提出状況に関する質問
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容

(4) 質問に対する回答

受け付けた質問に対する回答については、令和7年6月17日（火）までに、原則三重県のホームページに掲載する。

1.2 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途締結する契約書のとおりとします。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数が生じたときは切り捨てます）とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

(4) 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託料の支払いについては、当該業務の検査に合格したとき、業務委託料の支払いを請求することができる。その他については契約条項の定めるところによります。

(5) 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(6) 契約は、三重県観光部観光振興課において行います。

1.3 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1 4 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

1 5 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 提案に必要な費用は、各提案者の負担とする。
- (4) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (5) 提出のあった各提案書は、返還しない。
- (6) 提出された提案書は「三重県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となる。
- (7) その他必要な事項は、規則の規定によるものとする。
- (8) 受託業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報への取扱いに係る関係法令に個人情報の取扱いについての罰則規定があるので留意すること。

1 6 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。

1 7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県観光部観光振興課
担当：小林、松田
電話：059-224-2342
Email：kankoshi@pref.mie.lg.jp